



接続約款変更認可申請書

西設相制第 93号  
平成25年1月22日

総務大臣  
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゆうおうくぼんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成25年4月1日より実施します。
------	---------------------------



電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

日

料金表  
 接続料金  
 第1表 網使用料  
 第2 料金額  
 2-1 端末回線伝送機能  
 2-1-1 基本額  
 2-1-1-1 基本料

料金表  
 接続料金  
 第1表 網使用料  
 第2 料金額  
 2-1 端末回線伝送機能  
 2-1-1 基本額  
 2-1-1-1 基本料

区分		月額	備考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	ア~イ (略)	第6欄ア(7)	(略)
	ウ 1 芯式のもの	第6欄ア(7) A欄に規定する料金額	(略)
(1) 保守の区別がタイプ1-1のもの	ア~イ (略)	第6欄ア(7)	(略)
	ウ 1 芯式のもの	第6欄ア(7) A欄に規定する料金額	(略)
(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	ア~イ (略)	第6欄ア(7)	(略)
	ウ 1 芯式のもの	第6欄ア(7) A欄に規定する料金額	(略)
(ウ) (7)(イ)以外のもの	ア~イ (略)	第6欄ア(7)	(略)
	ウ 1 芯式のもの	第6欄ア(7) A欄に規定する料金額	(略)

区分		月額	備考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	ア~イ (略)	第6欄ア(7)	(略)
	ウ 1 芯式のもの	第6欄ア(7) A欄に規定する料金額	(略)
(イ) 保守の区別がタイプ1-1のもの	ア~イ (略)	第6欄ア(7)	(略)
	ウ 1 芯式のもの	第6欄ア(7) A欄に規定する料金額	(略)
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	ア~イ (略)	第6欄ア(7)	(略)
	ウ 1 芯式のもの	第6欄ア(7) A欄に規定する料金額	(略)
(ウ) (7)(イ)以外のもの	ア~イ (略)	第6欄ア(7)	(略)
	ウ 1 芯式のもの	第6欄ア(7) A欄に規定する料金額	(略)

工 2 芯 式 の も の	(7) 保 守 の 区 別 が タイ プ 1 - 1 の も の	平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	8,360円	(4)~(4)-2 (略)	(5) 端末回線伝 送機能(第5条 (標準的な接続 箇所)第1項の 表中第2-3欄 で接続する場 合)	ア (略)	イ 端末回線に より伝送を行 う機能(1.536 Mbit/sの符号 伝送が可能な ものに限ります。)	(7) 保 守 の 区 別 が タイ プ 1 - 1 の も の	1回線 ごとに	(略)	(略)					
		平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	6,526円						(略)	(略)						
		(1) 保 守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の も の	平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに						8,360円	(略)	(略)	(略)				
			平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに						6,526円				(略)	(略)		
		(7) (1)以外 のもの	(7) (1)以外 のもの	平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金						1回線 ごとに	8,611円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				平成25年4月1日 以降に適用する料金						1回線 ごとに	6,722円						

工 2 芯 式 の も の	(7) 保 守 の 区 別 が タイ プ 1 - 1 の も の	1回線 ごとに	6,130円	(4)~(4)-2 (略)	(5) 端末回線伝 送機能(第5条 (標準的な接続 箇所)第1項の 表中第2-3欄 で接続する場 合)	ア (略)	イ 端末回線に より伝送を行 う機能(1.536 Mbit/sの符号 伝送が可能な ものに限ります。)	(7) 保 守 の 区 別 が タイ プ 1 - 1 の も の	1回線 ごとに	(略)	(略)								
			(1) 保 守 の 区 別 が タイ プ 1 - 2 の も の							6,130円	(略)	(略)	(略)						
										(7) (1)以外 のもの				6,314円	(略)	(略)			

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッパを含むもの)に限り、より1芯にて送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置として、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてファイラタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円
			以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,305円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,361円
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてファイラタを利用しない場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円
			以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,305円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,361円

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッパを含むもの)に限り、より1芯にて送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置として、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてファイラタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,065円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,157円
			以外のもの	1回線ごとに	3,157円
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてファイラタを利用しない場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,065円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,065円
			以外のもの	1回線ごとに	3,157円

イ 光信号主端回線（光外局スリッパを含むものに限り1芯にて伝送を行う機能）	(7) 分岐できる光信号末回線の数が8を限度とするもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,846円			
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円			
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,846円		
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円		
			以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,957円		
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,143円		
			(4) 分岐できる光信号末回線の数が4を限度とするもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,820円	
					B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,029円	
					保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,820円
						B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,029円
					以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,930円
						B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,116円
(7) (略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	

イ 光信号主端回線（光外局スリッパを含むものに限り1芯にて伝送を行う機能）	(7) 分岐できる光信号末回線の数が8を限度とするもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,882円
			1回線ごとに	2,882円
		以外のもの	1回線ごとに	2,965円
			1回線ごとに	2,873円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,873円
			1回線ごとに	2,956円
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	5,152 円
		6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	6,538 円
		9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	7,084 円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	7,630 円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	8,134 円
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	8,680 円
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	9,226 円
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	9,772 円
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	10,276 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	10,822 円
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	11,368 円
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	11,914 円
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	12,418 円
		42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	12,964 円
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	6,678 円
		イ 200Mbit/s から1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	10,518 円

(8) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	6,418 円
		6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	7,903 円
		9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	8,488 円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	9,118 円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	9,703 円
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	10,333 円
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	10,918 円
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	11,548 円
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	12,133 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	12,718 円
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	13,348 円
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	13,933 円
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	14,563 円
		42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	15,148 円
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	7,960 円
		イ 200Mbit/s から1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	12,230 円

2-1-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区分	単位	料金額	備考
<p>光信号主端回線 (光局外スプリッタを含むものに限り1芯にて伝送を行う機能)</p> <p>ア 岐でできる光信号分岐番号末端線の数が8を限度とするもの</p> <p>(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの</p>	<p>1回線ごとに</p> <p>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金</p>	<p>2,908円</p>	<p>接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。</p>
<p>光信号主端回線 (光局外スプリッタを含むものに限り1芯にて伝送を行う機能)</p> <p>ア 岐でできる光信号分岐番号末端線の数が8を限度とするもの</p> <p>(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの</p>	<p>1回線ごとに</p> <p>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金</p>	<p>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額</p>	<p>接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。</p>
<p>光信号主端回線 (光局外スプリッタを含むものに限り1芯にて伝送を行う機能)</p> <p>ア 岐でできる光信号分岐番号末端線の数が8を限度とするもの</p> <p>(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの</p>	<p>1回線ごとに</p> <p>平成26年4月1日以降に適用する料金</p>	<p>平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額</p>	<p>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税を加算するものとします。</p>

2-1-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区分	単位	料金額	備考
<p>光信号主端回線 (光局外スプリッタを含むものに限り1芯にて伝送を行う機能)</p> <p>ア 岐でできる光信号分岐番号末端線の数が8を限度とするもの</p> <p>(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの</p>	<p>1回線ごとに</p> <p>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金</p>	<p>2,378円</p>	<p>接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。</p>
<p>光信号主端回線 (光局外スプリッタを含むものに限り1芯にて伝送を行う機能)</p> <p>ア 岐でできる光信号分岐番号末端線の数が8を限度とするもの</p> <p>(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの</p>	<p>1回線ごとに</p> <p>平成26年4月1日以降に適用する料金</p>	<p>平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額</p>	<p>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税を加算するものとします。</p>



			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,378円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) (7)(イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,991円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) (7)(イ)以外のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,446円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 岐で ける 光信 号分 岐回 端未 線の 数が 4を 限度 とする もの	(7) 保守 の区 別が タイ プ1 -1 のもの	平成24 年4月1日 から平成25 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,888円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
		平成25 年4月1日 から平成26 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	平成25年4月1 日から平成26年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (イ)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
		平成26 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 1第6欄イ(イ) 欄に規定する料 金額に、958円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる958円 のうち、932円にの み消費税相当額を 加算するものとシ ます。	

イ 岐で ける 光信 号分 岐回 端未 線の 数が 4を 限度 とする もの	(7) 保守 の区 別が タイ プ1 -1 のもの	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,370円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
		平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1-1 第6欄イ(イ)欄 に規定する料金 額 平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (イ)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
		平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (イ)欄に規定す る料金額に、958 円を加算した料 金額 平成27年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1- 1第6欄イ(イ) 欄に規定する料 金額に、517円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。 また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる517円のうち、 503円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	

			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,888円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(1)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(1)欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとし

			(1) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1-1第6欄イ(1)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(1)欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとし

(ウ) (ア)以外のもの			平成24年 4月1日から平成25年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,971円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
(ウ) (ア)以外のもの			平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	平成25年4月1 日から平成26年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (イ)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
(ウ) (ア)以外のもの			平成26年 4月1日以降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 1第6欄イ(イ) 欄に規定する料 金額に、986円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる986円 のうち、959円にの み消費税相当額を 加算するものとす ます。

(ウ) (ア)以外のもの			平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,439円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
(ウ) (ア)以外のもの			平成26年 4月1日から平成27年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1- 1第6欄イ(イ)欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
(ウ) (ア)以外のもの			平成27年 4月1日以降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成27年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 1第6欄イ(イ) 欄に規定する料 金額に、531円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる531円 のうち、517円にの み消費税相当額を 加算するものとす ます。

2 - 1 - 1 - 2 加算料

区 分		単 位	料金額	備考
ア (略)		(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	1 回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	—
	(7) (イ)以外のもの	1 回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
	(イ) 2 - 1 - 1 第 6 欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うもの)に係るもの	1 回線ごとに	177 円	
		1 回線ごとに	163 円	
ウ 2 芯式のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	354 円	—
	(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	326 円	

2 - 1 - 1 - 2 加算料

区 分		単 位	料金額	備考
ア (略)		(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	1 回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	—
	(イ) 2 - 1 - 1 - 1 第 6 欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うもの)に係るもの	1 回線ごとに	155 円	
ウ 2 芯式のもの		1 回線ごとに	310 円	—

(2) 2-1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光信 号分 岐端 末回 線に 係る 加算 料	(7) 当社の光屋内配 線(主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。)を 利用するもの	保守の区別が タイプ1-1の もの	1 光信号分岐 端末回線ごと に	317 円
			保守の区別が タイプ1-2の もの	1 光信号分岐 端末回線ごと に	317 円
			以外のもの	1 光信号分岐 端末回線ごと に	327 円
(2) 2-1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光信 号分 岐端 末回 線に 係る 加算 料	(1) 当社の 光屋内 配線 (主と して一 戸建て の建物 に設置 される 形態に より設 置する ものに 限りま す。)を 利用 しない もの	A 保守の区別がタ イプ1-1のもの の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	329 円
			B 保守の区別がタ イプ1-2のもの の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	329 円
			C AB 以外のもの の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	339 円
(2) 2-1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光信 号分 岐端 末回 線に 係る 加算 料	(7) 当社の光屋内配 線(主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。)を 利用するもの	A 保守の区別がタ イプ1-1のもの の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	324 円
			B 保守の区別がタ イプ1-2のもの の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	324 円
			C AB 以外のもの の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	334 円

(2) 2-1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光信 号分 岐端 末回 線に 係る 加算 料	(7) 当社の光屋内配 線(主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。)を 利用するもの	保守の区別が タイプ1-1の もの	1 光信号分岐 端末回線ごと に	291 円
			保守の区別が タイプ1-2の もの	1 光信号分岐 端末回線ごと に	291 円
			以外のもの	1 光信号分岐 端末回線ごと に	300 円
(2) 2-1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光信 号分 岐端 末回 線に 係る 加算 料	(1) 当社の 光屋内 配線 (主と して一 戸建て の建物 に設置 される 形態に より設 置する ものに 限りま す。)を 利用 しない もの	A 保守の区別がタ イプ1-1のもの の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	301 円
			B 保守の区別がタ イプ1-2のもの の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	301 円
			C AB 以外のもの の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	310 円
(2) 2-1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光信 号分 岐端 末回 線に 係る 加算 料	(7) 当社の光屋内配 線(主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。)を 利用するもの	A 保守の区別がタ イプ1-1のもの の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	297 円
			B 保守の区別がタ イプ1-2のもの の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	297 円
			C AB 以外のもの の	1 光信号分岐 端末回線ごと に	306 円

イ 光 信号 主端 未回 線に 係る 加算 料	(7) 光信号 多重分離 機能ア欄 と組み合 わせて利 用するも の	保 守の 区別 がタイ プ1- 1のも の	A 平成24年4月 1日から平 成25年3月 31日まで適 用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,846円
			B 平成25年4月 1日以降に 適用する料 金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,055円
		保 守の 区別 がタイ プ1- 2のも の	A 平成24年4月 1日から平 成25年3月 31日まで適 用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,846円
			B 平成25年4月 1日以降に 適用する料 金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,055円
		以 外の もの	A 平成24年4月 1日から平 成25年3月 31日まで適 用する料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,957円
			B 平成25年4月 1日以降に 適用する料 金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,143円

イ 光 信号 主端 未回 線に 係る 加算 料	(7) 光信号 多重分離 機能ア欄 と組み合 わせて利 用するも の	保 守の 区別 がタイ プ1- 1のも の	1 光信号主端 未回線ごとに	2,882円
			保 守の 区別 がタイ プ1- 2のも の	1 光信号主端 未回線ごとに
		以 外の もの	1 光信号主端 未回線ごとに	2,965円



(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて使用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端未回線ごとに	2,873円
		1 光信号主端未回線ごとに	2,873円
(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて使用するもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端未回線ごとに	2,956円
		1 光信号主端未回線ごとに	2,956円
(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて使用するもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	12,479円
		1 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	12,479円
(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて使用するもの	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(略)
		1 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(略)
(3) 2-1-1第2欄に規定する機能に係る加算料	(4)~(5) (略)		

(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて使用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	3,820円
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	3,029円
(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて使用するもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	3,820円
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	3,029円
(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて使用するもの	以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	3,930円
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	3,116円
(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて使用するもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	19,009円
		1 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	19,009円
(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて使用するもの	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(略)
		1 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(略)
(3) 2-1-1第2欄に規定する機能に係る加算料	(4)~(5) (略)		

2-1-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端未回線に係る加算料	光信号主端未回線に係る加算料	ア 多重分離機能と組み合わせるもの	区分 (7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	単位	料金額	備考
		平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金			1 光信号主端未回線ごとに	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金			1 光信号主端未回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する 2-1-1-2第2欄イ(7)に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		平成26年4月1日以降に適用する料金			1 光信号主端未回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端未回線に係る加算料	光信号主端未回線に係る加算料	ア 多重分離機能と組み合わせるもの	区分 (7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	単位	料金額	備考
		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金			1 光信号主端未回線ごとに	2,378円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		平成27年4月1日以降に適用する料金			1 光信号主端未回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	2,378円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				平成26年 4月1日から平成27年 3月31日まで適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	2-1-1-1- 2 第2欄イ(7) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				平成26年 4月1日から平成27年 3月31日まで適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1-1- 2 第2欄イ(7) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1-1- 2 第2欄イ(7) 欄に規定す る料金額に、 964円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる964円 のうち、938円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
(1) 保 守の区別 がタイプ 1-2の もの							

				平成24年 4月1日から平成25年 3月31日まで適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	2,908円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	平成25年4月 1日から平成 26年3月31日 まで適用する 2-1-1-1- 2 第2欄イ(7) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	平成26年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2 第2 欄イ(7) 欄に 規定する料金 額に、964円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる964円 のうち、938円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
(1) 保 守の区別 がタイプ 1-2の もの							

			(ウ) (ア)(イ)以 外のもの				平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1. 光信 号主端 未回線 ごとに	2,991円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
							平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1. 光信 号主端 未回線 ごとに	平成25年4月 1日から平成 26年3月31日 まで適用する 2-1-1-1- 2第2欄イ(ア) に規定する 料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
							平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1. 光信 号主端 未回線 ごとに	平成26年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(ア)欄に 規定する料金 額に、993円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる993円 のうち、966円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

			(ウ) (ア)(イ)以 外のもの				平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1. 光信 号主端 未回線 ごとに	2,446円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
							平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1. 光信 号主端 未回線 ごとに	2-1-1- 2第2欄イ(ア) に規定する 料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
							平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1. 光信 号主端 未回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(ア)欄に 規定する料金 額に、533円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる533円 のうち、519円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

						光 信号多重 分離機能 イ欄と組 み合わせ て利用す るもの	(7) 保 守の区別 がタイプ 1-1のもの	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	2,370円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
								平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	2-1-1-1- 2 第2欄イ(1) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
								平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1-1- 2 第2欄イ(1) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
								平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(1)欄に 規定する料金 額に、517円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、503円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

						光 信号多重 分離機能 イ欄と組 み合わせ て利用す るもの	(7) 保 守の区別 がタイプ 1-1のもの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	2,888円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
								平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	平成25年4月 1日から平成 26年3月31日 まで適用する 2-1-1-1- 2 第2欄イ(1) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
								平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	平成26年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(1)欄に 規定する料金 額に、958円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

			(1) 保守の区別がタイプ1・2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主線未回線ごとに	2,888円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主線未回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(1)に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主線未回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(1)に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(1) 保守の区別がタイプ1・2のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主線未回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主線未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(1)に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主線未回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(1)に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) (ア)(イ)以外 のもの	平成24年 4月1日から平成25年 3月31日まで適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	2,971円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	平成25年4月 1日から平成 26年3月31日 まで適用する 2-1-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	平成26年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(イ)欄に 規定する料金 額に、986円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる986円 のうち、959円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

			(ウ) (ア)(イ)以外 のもの	平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	2,439円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				平成26年 4月1日から平成27年 3月31日まで適用する 料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	2-1-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 未回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(イ)欄に 規定する料金 額に、531円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる531円 のうち、517円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

附 則  
この改正規定は、認可を受けた後、平成25年4月1日から実施します。

# 網使用料算定根拠

加入者光ファイバ

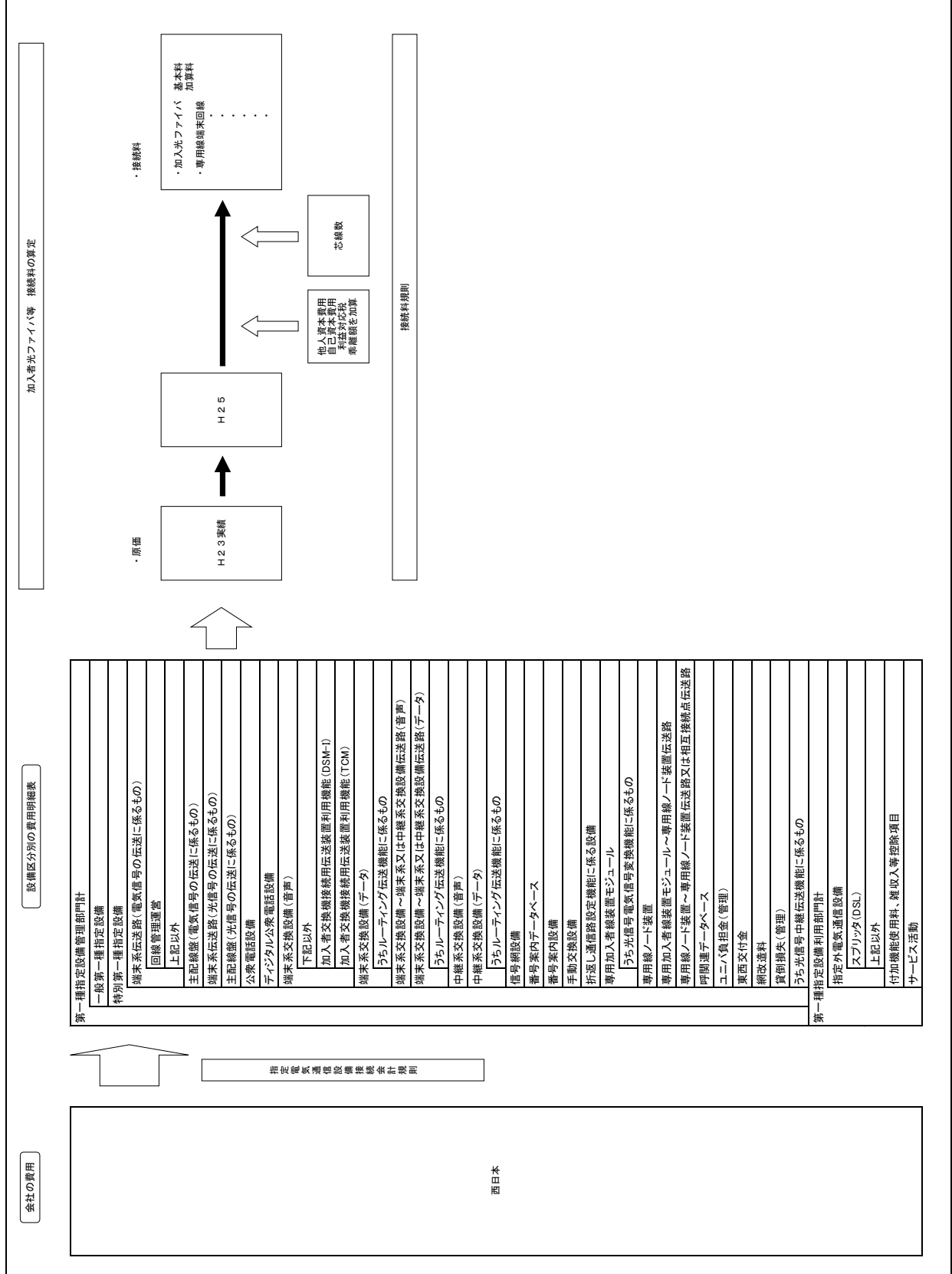
<西日本>



## 目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	22
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	23
V. 資本構成比率の算定	24
VI. 他人資本利子率の算定	25
VII. 自己資本利益率の算定	26
VIII. 利益対応税率の算定	28
IX. 料金設定に使用した回線数	29
X. 料金設定に使用した保守換算係数	32
X I. 料金設定に使用した貸倒率	34
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	35
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	36
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	37
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	38
(参考)	
1. 設備区別の費用明細表	39
2. 設備区別固定資産明細表	40
3. 設備区別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	42
4. 設備区別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	43

I. 算定手順



II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 光信号端末回線及び主端末回線に係る原価

ア-1. 光信号端末回線

(1)原価の算定(光信号端末回線の原価範囲に合わせて算定)

区 分	指定設備管理部門					指定設備利用部門					①+③		備 考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)					主配線盤					付加機能使用料、既収入控除項目		
	右記以外	①	②	局外スプリッタ	主配線盤	③	左記以外	④	⑤	⑥	⑦		
①指定設備管理運営費	116,254	90,347	24,271	1,636	2,987	2,984	228,693	4,342	224,351	94,689	94,215	(参考1)設備区分別の費用明細表より	
②他人資本費用	3,940	3,880	6	53	66	66	151	1	150	3,881	3,881	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	8,079	7,958	12	109	135	135	310	2	308	7,960	7,959	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	5,689	5,604	8	77	95	95	218	1	217	5,606	5,605	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率	
⑤合計	133,962	107,789	24,297	1,875	3,283	3,280	229,372	4,346	225,026	112,136	111,660	①+②+③+④	

⑥正味固定資産	593,899	585,855	0	8,044	9,864	9,864	0	0	0	585,855	585,855	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,247	1,230	0	17	21	21	0	0	0	1,230	1,230	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,929	4,863	0	67	82	82	0	0	0	4,863	4,863	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,744	3,796	891	57	107	107	23,189	128	23,061	3,924	3,865	①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	604,819	595,744	891	8,185	10,074	10,074	23,189	128	23,061	595,872	595,813	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	45,961	45,272	68	622	766	766	1,762	10	1,752	45,282	45,277	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,698	11,824	1,771	103	160	160	4,603	0	4,603	11,824	11,824	
⑬減価償却費	62,985	46,929	15,005	1,050	1,967	1,967	37,467	2,313	35,154	49,242	49,242	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,617	1,225	367	25	5	5	1,115	1,005	110	2,230	2,230	

(2)加算料の算定

区分	金額等	備 考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	
②平均償却年数(年)	17.3	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成23年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,948	①÷②
④他人資本費用(円)	166	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	341	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	240	⑤自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	3,695	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	308	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	154	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	2,381	K. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数(光サービス)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	4,400	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,938	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

ア-2. 光信号主端末回線

(1)原価の算定(光信号主端末回線の原価範囲に合わせて算定)

区 分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				備 考
	右記以外	分岐引込線(光壁内配線含む)	局外スプリッタ	局外スプリッタ	
①指定設備管理運営費	116,254	78,006	77,602	1,636	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,940	3,877	3,877	9	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	8,079	7,952	7,951	18	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,689	5,600	5,599	13	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	133,962	95,435	95,029	36,652	①+②+③+④

⑥正味固定資産	593,899	585,855	585,855	0	8,044	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,247	1,230	1,230	0	17	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,929	4,863	4,863	0	67	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,744	3,343	3,293	1,344	57	①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	604,819	595,291	595,241	1,344	8,185	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	45,961	45,237	45,234	102	622	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,698	10,923	10,923	2,671	103	
⑬減価償却費	62,985	39,299	39,299	22,635	1,050	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,617	1,038	1,038	553	25	

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 原価の算定

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門							備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤			
	右記以外	タイプ1-2, 2iに係る営業時間外追加コスト以外		主線束回線に係る引込線(光屋内配線含む)	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)		
		タイプ1-2, 2iに係る営業時間外追加コスト以外	タイプ1-2, 2iに係る営業時間外追加コスト以外					
①指定設備管理運営費	116,254	82,654	82,226	31,964	1,636	2,987	2,984	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,940	3,879	3,878	8	53	66	66	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	8,079	7,954	7,954	16	109	135	135	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	5,689	5,601	5,601	11	77	95	95	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	133,962	100,088	99,659	31,999	1,875	3,283	3,280	①+②+③+④
⑥正味固定資産	593,899	585,855	585,855	0	8,044	9,864	9,864	(参考2) 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,247	1,230	1,230	0	17	21	21	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,929	4,863	4,863	0	67	82	82	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,744	3,514	3,460	1,174	57	107	107	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	604,819	595,462	595,408	1,174	8,185	10,074	10,074	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	45,961	45,250	45,246	89	622	766	766	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,698	11,262	11,262	2,332	103	160	160	
⑬減価償却費	62,985	42,173	42,173	19,761	1,050	1,967	1,967	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,617	1,109	1,109	483	25	5	5	

b. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	99,659	aの⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
②主配線盤	3,280	aの⑤(主配線盤(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
③合計	102,939	①+②

c. 平成23年度適用接続料に加算した乖離額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	18,340	平成23年度~25年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のdの①より
②主配線盤	1,072	平成23年度~25年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のdの⑧より
③合計	19,412	①+②

d. 乖離額を加算した当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	117,999	bの①+cの①
②主配線盤	4,352	bの②+cの②
③合計	122,351	①+②

(2) 当期網使用料に係る実績収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	789	平成23年度における実績の稼働芯線数
②負担金なし	754	
③負担金あり	35	
④光信号主端末回線	1,627	
⑤加入者回線	2,416	
⑥主配線盤	2,418	

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	43,770	②+③
②負担金なし	41,905	aの②×4,633円×12ヶ月
③負担金あり	1,865	aの③×4,454円×12ヶ月
④光信号主端末回線	80,152	aの④×4,105円×12ヶ月
⑤加入者回線	123,922	①+④
⑥主配線盤	4,381	aの⑥×151円×12ヶ月
⑦合計	128,303	⑤+⑥

(3) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲5,923	(1)のdの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	▲29	(1)のdの②-(2)のbの⑥
③合計	▲5,952	①+②

(4) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額(加入者回線)の設備別分計

a. 実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	99,659	(1)のbの①
②光信号主端末回線	95,029	ア-2. 光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
③光信号端末回線に係る引込線	4,630	①-②
④原価に占める光信号主端末回線に係る引込線比率	4.65%	③÷①

b. 光信号主端末回線に係る実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	111,660	ア-1. の光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
②下記以外	107,260	①-③
③加算料相当コスト	4,400	ア-1. の光信号主端末回線の(2)の①より
④原価に占める加算料相当コスト比率	3.94%	③÷①

c. 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲5,923	(3)の①
②光信号主端末回線	▲5,648	①-⑤
③下記以外	▲5,425	②-④
④加算料相当コスト	▲223	②×bの④
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	▲275	①×aの④
⑥下記以外	▲264	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	▲111	⑤×bの④
⑧主配線盤	▲29	(3)の②
⑨合計	▲5,952	①+⑧

## (5) 乖離額単金の算定

## a. 平成25年度における稼働芯線数(見込み)

(単位:千芯)

区分	平成25年度	備考
①光信号端末回線	866	平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠の(別添1)より
②加入者回線に占める割合	32.79%	
③負担金なし	839	
④負担金あり	27	
⑤光信号主端末回線	1,775	
⑥加入者回線に占める割合	67.21%	
⑦加入者回線	2,641	
⑧主配線盤	2,644	平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠の(別添2)より

## b. 平成25年度適用網使用料に加算する乖離額の分計

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	▲2,127	(4)のcの①-④
②下記以外	▲2,043	((4)のcの③+(4)のcの⑥)-⑤
③加算料相当コスト	▲84	((4)のcの④+(4)のcの⑦)-⑥
④光信号主端末回線	▲3,796	(4)のcの②×aの⑥
⑤下記以外	▲3,646	④-⑥
⑥加算料相当コスト	▲150	(4)のcの④×aの⑥
⑦主配線盤	▲29	(4)のcの⑧
⑧合計	▲5,952	①+④+⑦

## c. 平成25年度適用網使用料に加算する1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	▲205	②+③
②下記以外	▲197	bの②÷aの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	▲8	bの③÷aの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	▲178	⑤+⑥
⑤下記以外	▲171	bの⑤÷aの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	▲7	bの⑥÷aの⑥÷12ヶ月
⑦主配線盤	▲1	bの⑦÷aの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①端末回線	3,263	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのaの③(平成25年度)より
②乖離額	▲198	イの(5)のcの②+イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	3,065	①+②

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①加算料	163	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのbの③(平成25年度)より
②乖離額	▲8	イの(5)のcの③
③1芯あたり原価計	155	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①主配線盤	94	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのcの③(平成25年度)より
②乖離額	▲1	イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	93	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①端末回線	2,827	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのdの③(平成25年度)より
②乖離額	▲172	イの(5)のcの⑤+イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	2,655	①+②

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①加算料	141	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのeの③(平成25年度)より
②乖離額	▲7	イの(5)のcの⑥
③1芯あたり原価計	134	①+②

(1) 原価の算定

A. 設備区分別の費用

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)						備考
	メタル加入者回線						
	(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線	(再掲) 試験交付	(再掲) 上部区間	(再掲) 下部区間	(再掲) 下部区間	(再掲) 下部区間	
①指定設備管理運営費	308,534	269,583	258,254	7,576	75,825	182,429	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	5,824	5,631	5,357	10	2,857	2,500	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	11,944	11,549	10,986	20	5,859	5,126	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	8,411	8,133	7,737	14	4,126	3,610	⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	334,713	294,896	282,334	7,620	88,667	193,665	①+②+③+④

⑥正味固定資産	859,104	833,919	792,934	555	428,913	364,021	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	1,804	1,751	1,665	1	901	764	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	7,131	6,922	6,581	5	3,560	3,021	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	26,043	21,973	21,210	931	5,253	15,956	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	894,082	864,565	822,390	1,492	438,627	383,762	⑤+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	67,943	65,700	62,495	113	33,332	29,163	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	26,343	26,126	25,122	18	13,589	11,533	
⑬減価償却費	71,012	64,946	60,892	101	19,621	41,271	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	2,836	2,727	2,563	10	589	1,974	

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	OCU			その他				
	光	メタル		(再掲) 加入者 回線設備 (ATMグループ 伝送)	(再掲) 固定無線 基地局伝送路	(再掲) 固定無線 宅内設備		
①指定設備管理運営費	2,686	492	2,194	503	444	16	30	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	49	11	38	6	5	0	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	101	22	79	13	11	0	1	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	71	16	56	9	8	0	1	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	2,907	541	2,367	531	468	16	32	①+②+③+④

⑥正味固定資産	7,339	1,630	5,709	907	781	34	65	参考4. 設備区分別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	15	3	12	2	2	0	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	61	14	47	8	6	0	1	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	152	18	134	41	40	0	1	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	7,567	1,665	5,902	958	829	34	67	⑤+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	575	127	449	73	63	3	5	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	83	17	66	13	11	1	1	
⑬減価償却費	1,334	319	1,015	154	116	10	19	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	54	13	41	8	1	2	4	

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	回線管理運営				
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ	DB管理および料金計算	電話等	(再掲) PHS 基地局回線	
①指定設備管理運営費	35,762	34,788	7,398	74	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	137	135	13	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	280	277	26	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	197	195	18	0	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	36,376	35,395	7,455	74	①+②+③+④

⑥正味固定資産	16,938	16,796	1,004	10	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	36	35	2	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	141	139	8	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,877	3,758	913	9	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	20,992	20,728	1,927	19	⑤+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,595	1,575	146	1	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	121	118	24	0	
⑬減価償却費	4,578	4,560	71	1	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	48	47	2	0	



(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				料金請求	備考
	回線管理運営					
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ					
	DB管理および料金計算					
	相互接続回線			その他		
	ライン シェアリング	ドライカッパ	光ファイバ			
①指定設備管理運営費	943	1,279	765	24,403	2	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2	3	4	113	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	5	6	9	231	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	4	4	6	163	0	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	954	1,292	784	24,910	2	①+②+③+④

⑥正味固定資産	240	323	556	14,674	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1	1	1	31	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	2	3	5	122	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	115	157	83	2,491	0	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	358	484	645	17,318	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	27	37	49	1,316	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	3	4	6	80	0	
⑬減価償却費	18	23	95	4,354	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	1	44	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)		備考
	回線管理運営				その他	(再掲) メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
	ATMデータ伝送						
	端末回線 伝送機能	データ 伝送機能					
①指定設備管理運営費	173	67	106	799	7,724	7,593	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	206	203	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	3	423	416	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	0	0	2	298	293	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	175	67	106	805	8,651	8,505	①+②+③+④

⑥正味固定資産	26	10	16	117	30,666	30,194	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	64	63	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	1	255	251	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	21	8	13	98	657	652	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	47	18	29	216	31,642	31,160	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	4	1	2	16	2,405	2,368	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	1	0	1	2	533	526	
⑬減価償却費	2	1	1	16	1,838	1,751	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	0	101	101	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			指定設備 利用部門	備考
	(再掲) 局外スプリッタ (局外4分岐)		(再掲) 局外スプリッタ (局外8分岐)	スプリッタ (DSL)	
①指定設備管理運営費	116,254	281	1,355	443	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	3,940	9	44	9	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	8,079	19	91	17	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,689	13	64	12	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	133,962	322	1,554	481	①+②+③+④

⑥正味固定資産	593,899	1,380	6,664	1,268	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	1,247	3	14	3	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,929	11	55	11	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,744	10	47	24	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	604,819	1,404	6,780	1,306	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	45,961	107	515	99	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,698	18	85	19	
⑬減価償却費	62,985	180	870	234	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,617	4	21	2	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	541	(1)のAの⑤OCU
②ISDN回線数(回線)	14,668	区の1の(51)+区の1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	3,074	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲40	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	14,668	区の1の(51)+区の1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,927	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のBの(c)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	515	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲14	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	539	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(罹り))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲14	(d)の①
③合計(百万円)	525	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	2,983	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	28,826	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	805	
③自己資本費用(円/回線・年)	1,652	
④利益対応税(円/回線・年)	1,163	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	32,446	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,704	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲269	平成23年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,766	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のCの(c)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	▲331	(⑥+⑦)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)-⑧
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,694	(⑥の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(罹り))を用いて算定したもの
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,363	⑩+⑨

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	468	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	31	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	897,675	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	48	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(c)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	517	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲18	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	467	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(罹り))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲18	(d)の①
③合計(百万円)	449	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	42	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかるもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	67	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲5	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	18,932	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	293	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	67	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲5	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	67	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(四より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲5	(d)の①
③合計(百万円)	62	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	273	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,554	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,396,342	区の1の(106)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	93	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲842	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,396,342	(a)の②
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	42	平成23年度適用網使用料算定根拠の1の(1)のFの(e)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	704	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	8	(a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,548	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(四より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	8	(d)の①
③合計(百万円)	1,556	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	93	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 局外スプリッタ(局外4分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	322	Aの⑤局外スプリッタ(局外4分岐)
②回線数(回線)	240,080	区の1の(102)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	112	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲215	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	240,080	(a)の②
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	65	平成23年度適用網使用料算定根拠の1の(1)のGの(e)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	187	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲80	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	321	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(償より))を用いて算定したも
②調整額(百万円)	▲80	(d)の①
③合計(百万円)	241	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	84	③÷(a)の②÷12ヶ月

H. 光分岐端末回線

区分	単芯区間				備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①創設費(円/回線)	37,637	30,448	5,418	1,771	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(29,725円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.039)により算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	3,459	3,179	211	69	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,992	1,992	0	0	
③他人資本費用(円/回線・年)	99	99	0	0	
④自己資本費用(円/回線・年)	97	97	0	0	
⑤利益対応税(円/回線・年)	74	74	0	0	
⑥合計(円/回線・年)	3,729	3,449	211	69	②+③+④+⑤

区分	電柱	備考
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	4,362	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・引込線あたり電柱資産額は、単芯区間の創設費の合計(37,637円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.1159)を乗じて算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	371	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	188	
③他人資本費用(円/回線・年)	16	
④自己資本費用(円/回線・年)	33	
⑤利益対応税(円/回線・年)	23	
⑥合計(円/回線・年)	443	②+③+④+⑤

(a)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないものの  
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,172	Hの⑥単芯ケーブル+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲473	平成23年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	4,248	平成23年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲549	((①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③)
⑤費用計(円/回線・年)	4,162	①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(償より))を用いて算定したも
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	301	(④+⑤)÷12ヶ月

(b)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないものの  
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,103	Hの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲450	平成23年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	4,188	平成23年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲535	((①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③)
⑤費用計(円/回線・年)	4,093	①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(償より))を用いて算定したも
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	297	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,110	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(H23年度実績(キャビネット設置:9.7%、引き渡し:90.3%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲473	平成23年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	4,248	平成23年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲611	((①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③)
⑤費用計(円/回線・年)	4,100	①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(償より))を用いて算定したも
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	291	(④+⑤)÷12ヶ月

I. 固定無線基地局伝送路

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	16	(1)のAの⑤固定無線基地局伝送路
②回線数(回線)	90	IXの(97)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	14,815	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲6	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	90	(a)の②
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	14,493	平成23年度適用網使用料
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	16	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲6	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	16	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(四より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲6	(d)の①
③合計(百万円)	10	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	9,259	③÷(a)の②÷12ヶ月

(2) 料金の設定

① 基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(A) 保守の別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	6,130	1-1のウのaの③×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(I) 保守の別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	6,130	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(U) (A)(I)以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	6,314	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) I 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)の(A) 保守の別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①OCU(円/回線・月)	2,983	Bの(e)の④
②主配線盤(円/回線・月)	186	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路(円/回線・月)	2,363	Cの①
④料金(円/回線・月)	5,532	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) I 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)の(I) 保守の別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①OCU(円/回線・月)	2,983	Bの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤(円/回線・月)	186	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路(円/回線・月)	2,363	Cの①×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの
④料金(円/回線・月)	5,532	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,065	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,065	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,157	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,065	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,065	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,157	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)  
(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	93	Fの(e)の④
②光信号主端末回線	2,655	1-1のウのdの③
③加算料(局舎～引込分岐点間)	134	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,882	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)  
(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	93	Fの(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,655	1-1のウのdの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	134	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,882	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)  
(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	96	Fの(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,735	1-1のウのdの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	134	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,965	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)  
(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	84	Gの(e)の④
②光信号主端末回線	2,655	1-1のウのdの③
③加算料(局舎～引込分岐点間)	134	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,873	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)  
(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	84	Gの(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,655	1-1のウのdの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	134	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,873	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)  
(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	87	Gの(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,735	1-1のウのdの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	134	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,956	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能

(ア) 料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のウのeの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④ × 当該品目の速度換算係数(DXの(73)~(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 料金額

区分	金額等			
	①加入者回線 (円/回線・月)	②加入者収容装置(ATMデータ伝送) (円/回線・月)	③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの) (円/回線・月)	④料金 (円/回線・月)
3 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	1,722	273	5,152
6 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	3,108	273	6,538
9 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	3,654	273	7,084
12 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	4,200	273	7,630
15 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	4,704	273	8,134
18 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	5,250	273	8,680
21 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	5,796	273	9,226
24 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	6,342	273	9,772
27 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	6,846	273	10,276
30 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	7,392	273	10,822
33 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	7,938	273	11,368
36 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	8,484	273	11,914
39 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	8,988	273	12,418
42 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	9,534	273	12,964

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯のもの(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	155	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	310	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	291	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	291	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	300	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの

① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	301	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	301	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	310	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの

② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	297	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	297	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	306	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,882	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの①の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,882	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの②の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,965	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,873	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの①の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,873	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの②の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,956	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③の④

・2-1-1-1第2欄エ欄に規定する機能に係る加算料のア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の(ア)保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①固定無線基地局伝送路	9,259	1の(e)の④
②光信号端末回線	3,065	1-1のウのaの③
③加算料	155	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	12,479	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄エ欄に規定する機能に係る加算料のア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の(イ)保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①固定無線基地局伝送路	9,259	1の(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号端末回線	3,065	1-1のウのaの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料	155	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	12,479	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)



1-3. 光信号主端末回線（複数段階料金）

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,882	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	17.5%	別表の(2)の③
③割引額	504	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,378	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.38%	Ⅵ.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	518	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	518	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,882	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	17.5%	別表の(2)の③
③割引額	504	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,378	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.38%	Ⅵ.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	518	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	518	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,965	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの
②割引率	17.5%	別表の(2)の③
③割引額	519	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,446	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.38%	Ⅵ.他人資本利率率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	533	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	533	①+③

j. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,873	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	17.5%	別表の(2)の③
③割引額	503	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,370	①-③

k. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

l. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.38%	Ⅵ.他人資本利率率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	517	jの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	517	①+③

m. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,873	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの② 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	17.5%	別表の(2)の③
③割引額	503	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,370	①-③

n. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

o. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の  
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.38%	Ⅵ.他人資本利率率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	517	mの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	517	①+③

p. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のイ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,956	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの③ ①②以外のもの
②割引率	17.5%	別表の(2)の③
③割引額	517	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,439	①-③

q. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のイ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

r. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のイ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.38%	Ⅵ.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	531	pの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	531	①+③

## ②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,378	①のa. より

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	518	①のc. より

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,378	①のd. より

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	518	①のf. より

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,446	①のg. より

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	533	①のi. より

j. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,370	①のj. より

k. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

l. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	517	①のl. より

m. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,370	①のm. より

n. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

o. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	517	①のo. より

p. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,439	①のp. より

q. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

r. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	531	①のr. より

(別表) 割引率の算定

(平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1) メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成25年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,332	平成25年度適用網使用料算定根拠の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のものの(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,882	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数8を限度とするものの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	291	Ⅱの1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	59	平成25年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するもの)のイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	2.8	②÷((①+④)-(③+④))

(2) 割引率の算定

区分	平成25年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザあたりの超過コスト (円)	4,035	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	23,056	(1)の②×8
③割引率 (%)	17.5%	①÷②

### Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

#### (1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,319,227 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	4,978 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0021 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

#### (2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

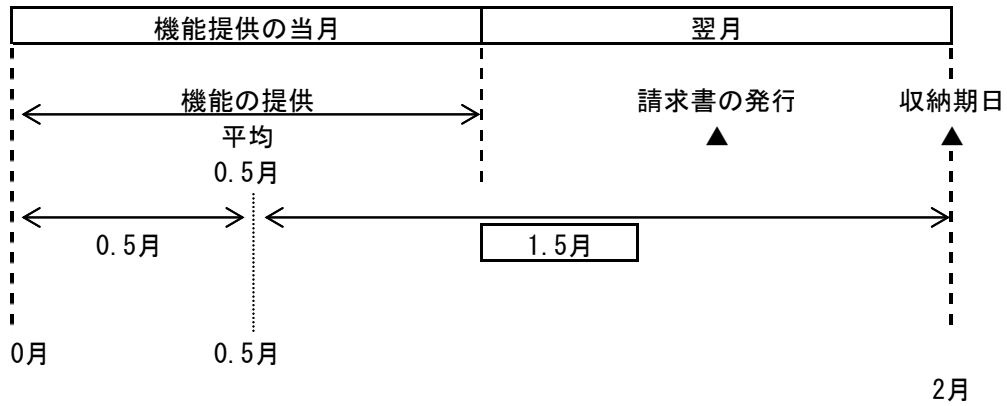
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,732,252 (A)
貯蔵品 (※)	22,780 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0083 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

#### IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

##### (1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



##### (2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

## V. 資本構成比率の算定

### (1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H23) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 2,732,252	有利子負債 1,142,822 (0.339)	H23稼働 電気通信事業固定資産 2,732,252	計 2,888,472	有利子負債 1,142,822 (0.396)	↑ 負債 ↓ ↑ 資本 ↓
	③ 圧縮後の資本構成比 その他の負債 465,586 (0.138)			退職給付引当金 219,361 (0.076)	
	② 流動資産の 圧縮 ▲487,598			自己資本 1,526,288 (0.528)	
流動資産等 643,818	自己資本 1,526,288 (0.452)				
計 3,376,069	① 流動資産の理論値と 実績の差 156,220-643,818=▲487,598	貯蔵品(月平均) 22,780		計 2,888,472	
		投資等 6,039			
		運転資本 127,401			

### (2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{1,142,822 + 219,361}{2,888,472} = 0.472$$

### (3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,142,822}{1,142,822 + 219,361} = 0.839$$

### (4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.839}{0.839} = 0.161$$

### (5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.472}{0.472} = 0.528$$



## VI. 他人資本利率の算定

### (1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成23年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.38\%}$$

(単位：%)

年度	23
区分	
他人資本利率	1.38

(注) 借入金の平均利率である。

### (2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{1.35\%}$$

(単位：%)

年度	19	20	21	22	23	平均
区分						
他人資本利率	1.63	1.48	1.37	1.17	1.08	1.35

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

### (3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.38\% \times 0.839 + 1.35\% \times 0.161 = \boxed{1.38\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	21	22	23	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	3.04	4.00	3.22	—	
β値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.37	1.17	1.08	—	
①-②	1.67	2.83	2.14	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	2.37	2.87	2.36	2.53

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。  
ただし、平成23年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	19	20	21	22	23	
主要企業の自己資本利益率	7.21	1.21	3.04	4.00	3.22	3.74

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。  
ただし、平成23年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.53%

VII. 利益対応税率の算定（調整額算定時の原価算定に用いるH23年度適用のもの）

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 65.40%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

②事業税実効税率

事業税額を  $x_1$ 、地方特別法人税を  $x_2 (= x_1 \times 1.48)$  とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = 0.0271y$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を  $x_2$  とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= 0.0401y$$

④法人税実効税率

法人税額を  $x_3$  とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.3$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.3$$

$$= 0.2798y$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_4$  とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2798y \times 0.05 =$$

$$0.0140y$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_5$  とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2798y \times 0.123 =$$

$$0.0344y$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5$$

$$= 0.3954y$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益  $y$

利益対応税

$$x = 0.3954y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3954)y$$

VIII. 利益対応税率の算定 (H25年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

②事業税実効税率

事業税額を  $x_1$ 、地方特別法人税を  $x_2 (= x_1 \times 1.48)$  とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = 0.0271y$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を  $x_2$  とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= 0.0401y$$

④法人税実効税率

法人税額を  $x_3$  とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= 0.2379y$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を  $x_4$  とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= 0.0238y$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_5$  とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 = 0.0119y$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_6$  とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 = 0.0293y$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= 0.3701y$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 $y$
利益対応税 $x = 0.3701y$
税引後利益 $z = (1-0.3701)y$

IX. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
<b>加入者回線</b>				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,878,722	1	1.00	1,878,722
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	17,483,592	1	1.00	17,483,592
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	376,377	1	1.03	387,668
(4) 4線式	23,193	2	1.03	47,778
(5) メタルサービス小計	19,761,884	-	-	19,797,760
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	7,984	1	1.00	7,984
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,015,987	1	1.00	2,015,987
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	356,489	1	1.03	367,184
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	4	2	1.00	8
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	13,539	2	1.00	27,078
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	4,088	2	1.03	8,421
(12) 4芯式	13	4	1.03	54
(13) 光サービス小計	2,398,104	-	-	2,426,716
(14) 計 ((5)+(13))	22,159,988	-	-	22,224,476

(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合) 2,398,104 - 1.00 2,415,774

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数

(15) メタルサービス・2線式	3,409,392
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	1,038,190
(17) 光サービス	2,380,877
(18) 計 ((15)+(17))	5,790,269

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,694,533
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	18,103,227
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	19,797,760

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,371,878
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	17,425,882
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	19,797,760

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
<b>加入者回線</b>				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,878,722	1	1.00	1,878,722
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	17,483,592	1	1.00	17,483,592
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	376,377	1	1.03	387,668
(28) 4線式	23,193	2	1.03	47,778
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	270,812	1	1.00	270,812
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	2,708,219	1	1.00	2,708,219
(31) メタルサービス小計	22,740,915	-	-	22,776,791
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	7,984	1	1.00	7,984
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,015,987	1	1.00	2,015,987
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	356,489	1	1.03	367,184
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	1,133	2	1.00	2,266
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	13,539	2	1.00	27,078
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	4,088	2	1.03	8,421
(38) 4芯式	13	4	1.03	54
(39) 光サービス小計	2,399,233	-	-	2,428,974
(40) 計 ((31)+(39))	25,140,148	-	-	25,205,765

(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合) 2,399,233 - 1.00 2,418,032

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,694,533
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	21,082,258
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	22,776,791

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,371,878
(45) 追加MDF	-	-	-	2,979,031
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	17,425,882
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	22,776,791

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
<b>OCU使用回線</b>				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	76,502	1	1.00	76,502
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	2,019,959	1	1.00	2,019,959
(50-1) (再)デジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1-2 (注2)	39,296	1	1.00	39,296
(50-2) (再)デジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1-2 (注2)	0	1	1.00	0
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	14,668	1	1.00	14,668
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	2,111,129	-	-	2,111,129

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成23年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	16,816,871
(55) (再) PHS基地局回線	127,849
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	1,598,744
(57) ドライカッパ・相互接続回線	2,154,211
(58) 光ファイバ・相互接続回線	344,564
(59) 上記以外の回線数	8,312,407
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	29,226,797
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	4,225,368
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	2,626,624

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成23年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	18,068,436
(64) DSL回線故障対応機能契約数	1,103,542
(65) 計 ((63)+(64))	19,171,978

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成23年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話 (下記以外)	86,525
(66-2) アナログ公衆電話 (特設公衆電話)	2,996
(67-1) デジタル公衆電話 (下記以外)	40,733
(67-2) デジタル公衆電話 (特設公衆電話)	0
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	130,254
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数 (加入電話・アナログ公衆電話)	14,781,478
(70) デジタル回線数 (INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	2,147,808
(71) 計 ((69)+(70))	16,929,286

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成23年度 稼働回線数
(72) 計	1,096,238

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	16,398	41	672,318
(74) 6 Mb/s	1,461	74	108,114
(75) 9 Mb/s	271	87	23,577
(76) 12 Mb/s	535	100	53,500
(77) 15 Mb/s	51	112	5,712
(78) 18 Mb/s	44	125	5,500
(79) 21 Mb/s	37	138	5,106
(80) 24 Mb/s	67	151	10,117
(81) 27 Mb/s	9	163	1,467
(82) 30 Mb/s	10	176	1,760
(83) 33 Mb/s	7	189	1,323
(84) 36 Mb/s	11	202	2,222
(85) 39 Mb/s	6	214	1,284
(86) 42 Mb/s	25	227	5,675
(87) 計	18,932		897,675

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	59,385	1	1.00	59,385
(90) 100Mbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	2,245	1	1.03	2,312
(91) 100Mbit/sタイプ 小計	61,630	-	-	61,697
(92) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	0	1.00	0
(93) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	594,196	1	1.00	594,196
(94) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	2,746	1	1.03	2,828
(95) 1Gbit/sタイプ 小計	596,942	-	-	597,024

・固定無線通信（FWA）の算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
・固定無線通信（FWA）				
(96) 固定無線通信網終端装置・タイプ1-2（注2）	38	1	1.00	38
(97) 固定無線基地局伝送路・タイプ1-2（注2）	90	1	1.00	90
(98) 固定無線宅内設備・タイプ1-2（注2）	2,223	1	1.00	2,223

・局外スプリッタ算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(99) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(100) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	231,137	1	1.00	231,137
(101) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	8,683	1	1.03	8,943
(102) 局外スプリッタ（4分岐）小計	239,820	-	-	240,080
(103) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	2,388	1	1.00	2,388
(104) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	1,381,444	1	1.00	1,381,444
(105) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	12,146	1	1.03	12,510
(106) 局外スプリッタ（8分岐）小計	1,395,978	-	-	1,396,342

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(107) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(108) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	25,893	1	1.00	25,893
(109) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	2	1	1.03	2
(110) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	25,895	-	-	25,895
(111) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(112) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-2（注2）	9,543	1	1.00	9,543
(113) メディアコンバータ（集線型）・タイプ2（注3）	1,120	1	1.03	1,154
(114) メディアコンバータ（集線型）小計	10,663	-	-	10,697
(115) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(116) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-2（注2）	28,727	1	1.00	28,727
(117) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ2（注3）	1,689	1	1.03	1,740
(118) メディアコンバータ（非集線型）小計	30,416	-	-	30,467

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号多重分離機能（局内スプリッタ）				
(119) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(120) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	403,659	1	1.00	403,659
(121) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	3,122	1	1.03	3,216
(122) 局内スプリッタ（4分岐）小計	406,781	-	-	406,875
(123) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(124) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	47,820	1	1.00	47,820
(125) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	1,852	1	1.03	1,908
(126) 局内スプリッタ（8分岐）小計	49,672	-	-	49,728

・特別收容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：装置・ポート）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数 (注7)
特別收容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(127) LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	10
(128) LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの（收容局ルータ及び中継局ルータ接続）	1,562
(129) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,998
(130) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	5,143
(131) ISDN一次群ユーザインタフェースにより符号伝送が可能なもの	26,252
(132) 計（(123)+(124)+(125)+(126)+(127)）	35,965

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(133) 特別帯域透過端末回線・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。  
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。  
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。  
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。  
 5 保守換算係数はⅩⅢの保守換算係数の3。③より。  
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。  
 7 (127)、(128)は装置、(129)、(130)及び、(131)はポート。

## X. 料金設定に使用した保守換算係数

### 1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.324
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.588
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	8.8
b. その他のコストの割合	91.2
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

### 2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.944
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.972
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.366
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.6
b. その他のコストの割合	92.4
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$



### 3. 1, 2以外に適用するもの

① 端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.944
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.972
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.366
d. 平均	1.000

② 端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.6
b. その他のコストの割合	92.4
c. 計	100.0

③ 保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

## X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H23	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	211,907	H23年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTIに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTIに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	-	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	140,877	4,533	136,345	6,575	3,663	12	3,652
共通費	・施設保全費支出額比	6,269	255	6,015	207	945	8	937
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	14,401	488	13,913	650	471	5	466
試験研究費	・取得資産額比	3,464	257	3,206	3	40	12	28
通信設備使用料	・取得資産額比	19	1	18	6	3	0	3
租税公課	・正味資産額比	26,126	1,004	25,122	18	533	7	526
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	64,946	4,055	60,892	101	1,838	86	1,751
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	13,480	736	12,744	16	231	1	230
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,727	164	2,563	10	101	0	101
合計		269,583	11,328	258,254	7,576	7,724	130	7,593

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

(別紙2)

## 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル加入者回線				メタル主配線盤			
			局外RTIに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTIに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤		
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	市内電話機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	2,797	91	2,706	2,706	62,021	1,254	60,766
		減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	2,491	81	2,410	2,410	57,773	1,000	56,773
		正味価額	取得資産額比(線路・土木)	307	10	297	297	4,248	255	3,993
	市外電話機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0
正味価額		—	0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	1,316	0	1,316	0	0	0	0	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	1,143	0	1,143	0	0	0	0	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	173	0	173	0	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	3,510	0	3,510	0	0	0	0	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	3,245	0	3,245	0	0	0	0	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	265	0	265	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	3,378	179	3,199	1,141	480	9	471	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	2,817	149	2,668	952	400	8	392	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	561	30	531	189	80	2	78	
電話番号案内設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	53	1	52	0	408	0	408	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	50	1	49	0	384	0	384	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	3	0	3	0	25	0	25	
空中線設備	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	164	0	164	0	0	0	0	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	134	0	134	0	0	0	0	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	30	0	30	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	直接賦課・芯線数比	2,636,971	123,463	2,513,507	0	0	0	0	
	減価償却累計額	直接賦課・芯線数比	2,200,590	93,654	2,106,935	0	0	0	0	
	正味価額	直接賦課・芯線数比	436,381	29,809	406,572	0	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	—	0	0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	管路ケーブル長比	1,549,844	40,093	1,509,751	0	0	0	0	
	減価償却累計額	管路ケーブル長比	1,229,336	31,926	1,197,410	0	0	0	0	
	正味価額	管路ケーブル長比	320,509	8,167	312,341	0	0	0	0	
海底線設備	取得価額	直接賦課	4,398	82	4,317	0	0	0	0	
	減価償却累計額	直接賦課	4,167	76	4,091	0	0	0	0	
	正味価額	直接賦課	231	5	226	0	0	0	0	
建物	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	92,182	3,773	88,409	84	64,123	503	63,620	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	65,134	2,676	62,459	60	46,203	362	45,840	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	27,048	1,097	25,951	25	17,921	141	17,780	
構築物	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	7,672	317	7,355	7	5,523	43	5,480	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	6,437	266	6,171	6	4,634	36	4,598	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	1,235	51	1,184	1	888	7	881	
機械及び装置	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	2,622	94	2,528	2	61	1	60	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	2,328	83	2,245	2	55	1	54	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	294	11	283	0	6	0	6	
車両及び船舶	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	271	7	264	0	3	0	3	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	228	6	222	0	2	0	2	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	42	1	41	0	0	0	0	
工具、器具及び備品	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	15,417	600	14,817	14	418	18	400	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	12,578	479	12,099	12	343	13	329	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	2,839	121	2,718	3	76	5	71	
リース資産	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	224	8	216	0	5	0	5	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	153	5	148	0	3	0	3	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	70	3	68	0	2	0	2	
土地	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	13,726	542	13,185	13	7,173	56	7,116	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	13,726	542	13,185	13	7,173	56	7,116	
建設仮勘定	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	10,562	527	10,035	10	61	4	57	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	10,562	527	10,035	10	61	4	57	
無形固定資産	取得価額	取得資産額比(線路・土木)	97,603	2,842	94,761	90	955	13	942	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	77,960	2,230	75,730	72	767	11	757	
	正味価額	取得資産額比(線路・土木)	19,643	612	19,031	18	188	3	185	
合計	取得価額	—	4,442,710	172,618	4,270,092	4,068	141,230	1,902	139,328	
	減価償却累計額	—	3,608,791	131,632	3,477,158	3,513	110,564	1,430	109,133	
	正味価額	—	833,919	40,986	792,934	555	30,666	472	30,194	

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

(別紙3)

## メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	加メ 入者 回線 のみ を用 いる	加入者回線		(再掲)特別 帯域透過端 末回線に係 るもの(※)
			上部区間	下部区間	
営業費	—	0	0	0	0.000
(再) 貸倒損失	—	0	0	0	0.000
運用費	—	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	136,345	33,554	102,791	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	6,015	1,480	4,534	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	13,913	3,424	10,489	0.000
試験研究費	・取得資産額比	3,206	500	2,706	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	18	1	17	0.000
租税公課	・正味資産額比	25,122	13,589	11,533	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	60,892	19,621	41,271	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	12,744	3,656	9,087	0.000
(再) 除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,563	589	1,974	0.000
合計	—	258,254	75,825	182,429	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

(別紙4)

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間		下部区間	
							(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	市内電話機械設備	取得価額	2,706	1,301	1,405	0.000	
		減価償却累計額	2,410	1,158	1,251	0.000	
		正味価額	297	143	154	0.000	
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
正味価額		0	0	0	0.000		
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
伝送機械設備	取得価額	1,316	0	1,316	0.000		
	減価償却累計額	1,143	0	1,143	0.000		
	正味価額	173	0	173	0.000		
無線機械設備	取得価額	3,510	0	3,510	0.000		
	減価償却累計額	3,245	0	3,245	0.000		
	正味価額	265	0	265	0.000		
電力設備	取得価額	3,199	151	3,047	0.000		
	減価償却累計額	2,668	126	2,542	0.000		
	正味価額	531	25	506	0.000		
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
総合監視システム	取得価額	52	50	2	0.000		
	減価償却累計額	49	47	2	0.000		
	正味価額	3	3	0	0.000		
空中線設備	取得価額	164	0	164	0.000		
	減価償却累計額	134	0	134	0.000		
	正味価額	30	0	30	0.000		
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
端末設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,513,507	995,217	1,518,291	0.000	
		減価償却累計額	2,106,935	920,203	1,186,732	0.000	
		正味価額	406,572	75,013	331,559	0.000	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
土木設備	取得価額	1,509,751	1,509,751	0	0.000		
	減価償却累計額	1,197,410	1,197,410	0	0.000		
	正味価額	312,341	312,341	0	0.000		
海底線設備	取得価額	4,317	4,317	0	0.000		
	減価償却累計額	4,091	4,091	0	0.000		
	正味価額	226	226	0	0.000		
建物	取得価額	88,409	39,914	48,495	0.000		
	減価償却累計額	62,459	28,082	34,377	0.000		
	正味価額	25,951	11,832	14,118	0.000		
構築物	取得価額	7,355	3,296	4,059	0.000		
	減価償却累計額	6,171	2,766	3,406	0.000		
	正味価額	1,184	531	653	0.000		
機械及び装置	取得価額	2,528	1,459	1,069	0.000		
	減価償却累計額	2,245	1,294	952	0.000		
	正味価額	283	165	117	0.000		
車両及び船舶	取得価額	264	176	88	0.000		
	減価償却累計額	222	148	74	0.000		
	正味価額	41	27	14	0.000		
工具、器具及び備品	取得価額	14,817	7,488	7,329	0.000		
	減価償却累計額	12,099	6,197	5,902	0.000		
	正味価額	2,718	1,292	1,427	0.000		
リース資産	取得価額	216	122	94	0.000		
	減価償却累計額	148	84	64	0.000		
	正味価額	68	38	30	0.000		
土地	取得価額	13,185	6,209	6,975	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	13,185	6,209	6,975	0.000		
建設仮勘定	取得価額	10,035	5,472	4,562	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	10,035	5,472	4,562	0.000		
無形固定資産	取得価額	94,761	82,391	12,370	0.000		
	減価償却累計額	75,730	66,796	8,934	0.000		
	正味価額	19,031	15,595	3,436	0.000		
合計	取得価額	4,270,092	2,657,315	1,612,777	0.000		
	減価償却累計額	3,477,158	2,228,402	1,248,756	0.000		
	正味価額	792,934	428,913	364,021	0.000		

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。



設備区分別固定資産明細表  
(平成23年度接統会計をもとに算定)

(参考2)

(単位:百万円)

取組方針	装置別の項目																計
	第一種固定資産管理用計	第一種固定資産管理用計	特別装置管理用計	固定資産管理用計	器具管理用計	器具管理用計	器具管理用計	器具管理用計	器具管理用計	器具管理用計	器具管理用計	器具管理用計	器具管理用計	器具管理用計	器具管理用計	器具管理用計	
取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	取得価額	
取組方針	372.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	372.00
減価償却累計額	32.949	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	32.949
正味取得価額	4.261	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.261
取得価額	1,308,372	238,886	1,275,532	25,201	62,921	218	26,499	35	33,131,777	395	23	8	4	1	0	0	1,314,640
減価償却累計額	126,637	2,031	118,616	21,156	87	30	108,939	0	1,101,777	0	0	0	0	0	0	0	1,214,372
正味取得価額	1181,735	3,855	1,156,916	4,145	23	238	159	7	32,354	395	23	8	4	1	0	0	10,125
取得価額	41,553	0.00	41,553	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,047	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	44,590
減価償却累計額	38,676	0.00	38,676	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,047	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	41,713
正味取得価額	2,877	0.00	2,877	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,077
取得価額	4,000	0.00	4,000	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,000
減価償却累計額	3,796	0.00	3,796	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,000
正味取得価額	204	0.00	204	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	204
取得価額	204	0.00	204	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	204
減価償却累計額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
取得価額	1,974	0.00	1,974	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,974
減価償却累計額	1,482	0.00	1,482	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,482
正味取得価額	492	0.00	492	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	492
取得価額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
減価償却累計額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
正味取得価額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
取得価額	639	0.00	639	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	639
減価償却累計額	579	0.00	579	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	639
正味取得価額	61	0.00	61	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	61
取得価額	1,559,679	172,095	1,447,584	10,107	101,077	0.00	10,107	0.00	47,029,4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,731,681
減価償却累計額	1,362,322	132,111	1,230,211	9,005	8,305	0.00	8,305	0.00	4,523,666	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,462,367
正味取得価額	197,357	40,984	216,573	1,102	17,772	0.00	1,802	0.00	41,505,8	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	269,314
取得価額	186,201	83,964	132,237	802	802	0.00	802	0.00	18,429	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	186,201
減価償却累計額	4,604	0.00	4,604	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	18,429	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,604
正味取得価額	4,604	0.00	4,604	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,604
取得価額	406,102	31,739	374,363	7,812	7,812	0.00	7,812	0.00	217,955	0.00	202,177,93	21,849	10,667	26,852	6,784	2,444	406,102
減価償却累計額	338,765	21,799	316,966	6,515	6,515	0.00	6,515	0.00	181,757	0.00	169,158,8	18,287	8,886	17,391	5,641	2,037	338,765
正味取得価額	67,337	9,940	57,397	1,297	1,297	0.00	1,297	0.00	36,198	0.00	34,019,1	3,561	2,771	2,613	1,843	407	67,337
取得価額	1,872	0.00	1,872	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	34	381,94	3,462	1,772	2,461	1,123	1,872
減価償却累計額	1,743	0.00	1,743	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,743
正味取得価額	129	0.00	129	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,196	0.00	1,115	114	61	124	25	131	129
取得価額	2,571	181	2,410	86	408	23	1	0.00	1,124	0.00	1,123	107	57	126	66	23	2,571
減価償却累計額	2,441	132	2,265	86	386	22	1	0.00	1,124	0.00	1,123	107	57	126	66	23	2,441
正味取得価額	130	49	145	4	22	1	0.00	0.00	72	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	130
取得価額	31,743	0.00	31,743	164	164	0.00	164	0.00	18,858	0.00	18,858	0.00	18,858	0.00	18,858	0.00	31,743
減価償却累計額	29,849	0.00	29,849	134	134	0.00	134	0.00	1,685	0.00	1,685	1,175	437	0.00	0.00	0.00	29,849
正味取得価額	895	0.00	895	30	30	0.00	30	0.00	3,341	0.00	3,341	0.00	2,155	358	135	0.00	895
取得価額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
減価償却累計額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
正味取得価額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00



設備区分別固定資産明細表

(平成23年度接統会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for equipment type (e.g., 建物, 機械器具, 自動車), acquisition method (e.g., 取得, 譲渡), and various financial metrics (e.g., 取得価額, 減価償却累計額, 正味価額). The table is organized into sections for different asset categories and includes a total summary row at the bottom.

(参考3)

## 設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(参考1)設備区別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
費用の項目					
22 営業費	25,762	0	0	0	25,762
23 (再)貸倒損失	0	0	0	0	0
24 運用費	0	0	0	0	0
25 施設保全費	144,503	140,877	743	277	2,606
26 共通費	7,293	6,269	112	18	895
27 管理費	16,296	14,401	134	18	1,744
29 試験研究費	3,643	3,464	170	10	0
30 通信設備使用料	48	19	25	4	0
32 租税公課	26,343	26,126	83	13	121
35 減価償却費	71,012	64,946	1,334	154	4,578
36 固定資産除却費	13,633	13,480	87	10	56
37 (再)除却損	2,836	2,727	54	8	48
44 合計	308,534	269,583	2,686	503	35,762

(参考4)

## 設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等		指定設備管理部門				
		(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
資産の項目						
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	25,201	2,797	22,403	0
		減価償却累計額	21,156	2,491	18,665	0
		正味価額	4,045	307	3,738	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	10,107	1,316	4,961	3,830
		減価償却累計額	9,305	1,143	4,693	3,469
		正味価額	802	173	268	361
無線機械設備	取得価額	4,001	3,510	0	491	
	減価償却累計額	3,630	3,245	0	385	
	正味価額	372	265	0	107	
電力設備	取得価額	7,812	3,378	3,924	510	
	減価償却累計額	6,515	2,817	3,272	426	
	正味価額	1,298	561	652	85	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	68	53	14	1	
	減価償却累計額	64	50	13	1	
	正味価額	4	3	1	0	
空中線設備		取得価額	164	164	0	0
		減価償却累計額	134	134	0	0
		正味価額	30	30	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,636,971	2,636,971	0	0
		減価償却累計額	2,200,590	2,200,590	0	0
		正味価額	436,381	436,381	0	0
		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
土木設備		取得価額	1,549,844	1,549,844	0	0
		減価償却累計額	1,229,336	1,229,336	0	0
		正味価額	320,509	320,509	0	0
海底線設備		取得価額	4,398	4,398	0	0
		減価償却累計額	4,167	4,167	0	0
		正味価額	231	231	0	0
建物		取得価額	106,005	92,182	6,099	760
		減価償却累計額	74,838	65,134	4,379	550
		正味価額	31,167	27,048	1,720	211
構築物		取得価額	8,794	7,672	505	68
		減価償却累計額	7,379	6,437	424	57
		正味価額	1,415	1,235	81	11
機械及び装置		取得価額	2,923	2,622	20	4
		減価償却累計額	2,604	2,328	18	4
		正味価額	320	294	2	0
車両及び船舶		取得価額	279	271	2	0
		減価償却累計額	235	228	1	0
		正味価額	44	42	0	0
工具、器具及び備品		取得価額	24,237	15,417	244	45
		減価償却累計額	19,584	12,578	185	35
		正味価額	4,653	2,839	58	10
リース資産		取得価額	270	224	2	0
		減価償却累計額	184	153	2	0
		正味価額	86	70	0	0
土地		取得価額	15,888	13,726	678	95
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	15,888	13,726	678	95
建設仮勘定		取得価額	10,612	10,562	42	8
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	10,612	10,562	42	8
無形固定資産		取得価額	167,533	97,603	933	101
		減価償却累計額	136,285	77,960	836	81
		正味価額	31,249	19,643	97	20
合計		取得価額	4,575,108	4,442,710	39,827	5,915
		減価償却累計額	3,716,004	3,608,791	32,488	5,008
		正味価額	859,104	833,919	7,339	907

# 網使用料算定根拠

端末回線伝送機能（イーサネットフレーム伝送に係るもの）

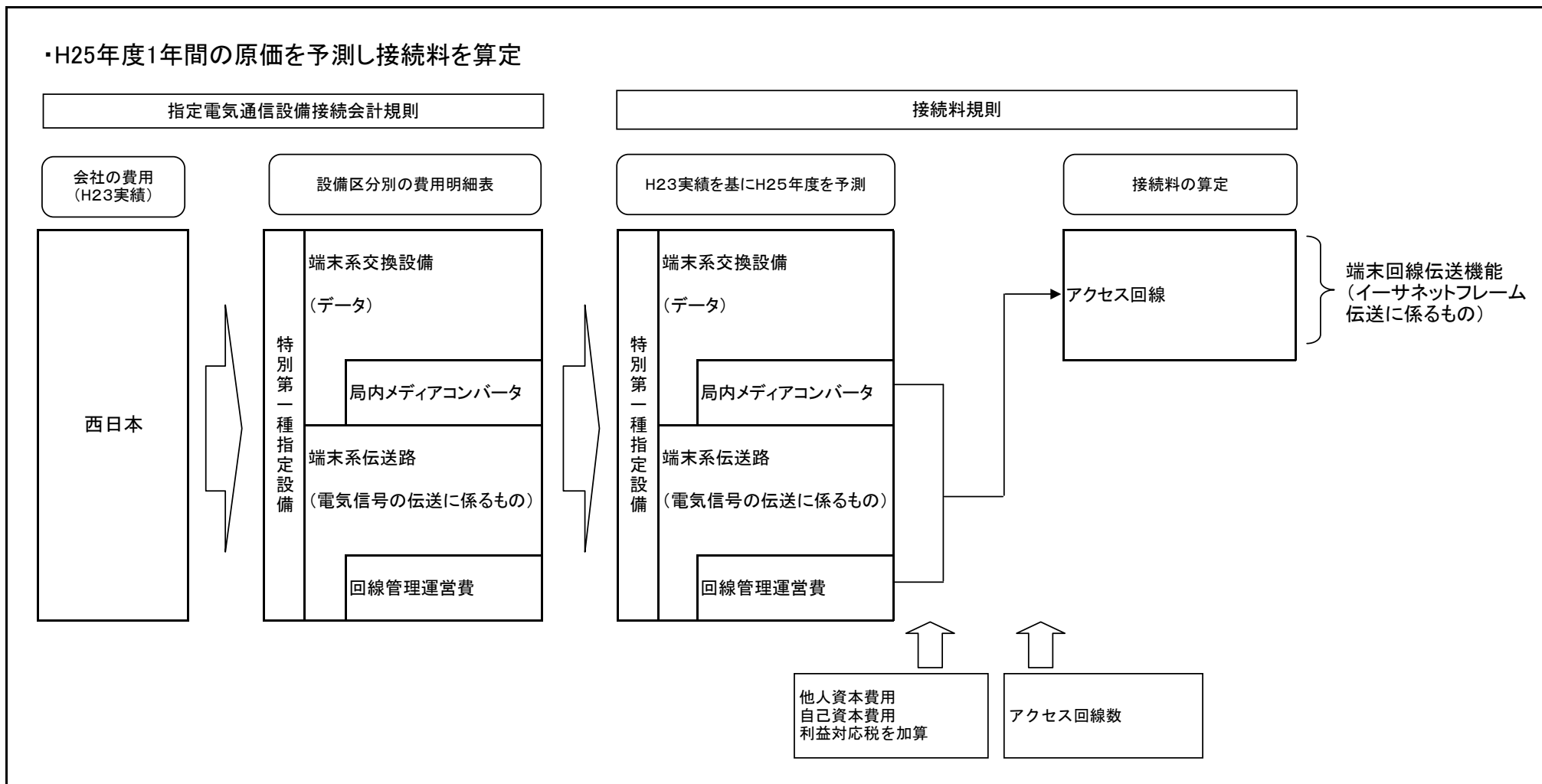
<西日本>

# 目 次

I.算定手順	2
II.原価の算定及び料金の設定	3
III.投資等比率及び貯蔵品比率の算定	4
IV.接続料収納までの平均的な日数の算定	5
V.資本構成比率の算定	6
VI.他人資本利子率の算定	7
VII.自己資本利益率の算定	8
VIII.利益対応税率の算定	9
IX.料金設定に用いた需要数	10
X.料金設定に使用した貸倒率	11
(別紙)	
1. 局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率	12
(別添)	
1. 局内メディアコンバータの設備管理運営費	13
2. 局内メディアコンバータの固定資産	14
3. 回線管理運営費の設備管理運営費	15
4. 回線管理運営費の固定資産	16
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	17
2. 設備区分別固定資産明細表	18
3. 設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	20
4. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	21
5. 設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	22
6. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	23

# I. 算定手順

・H25年度1年間の原価を予測し接続料を算定



II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

(1) 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	局内メディア コンバータ	回線管理 運営費	合計	備考
①設備管理運営費	652	599	1,251	(別添1)、(別添3)より
②他人資本費用	13	1	13	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	26	2	28	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	16	1	18	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	707	603	1,310	①+②+③+④

⑥正味固定資産	1,897	55	1,952	(別添2)、(別添4)より
⑦投資等	4	0	4	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	16	0	16	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	19	74	94	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レートベース	1,936	129	2,066	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	147	10	157	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	11	1	12	
⑬減価償却費	484	4	488	(別添1)、(別添3)より
⑭固定資産除却損	3	0	3	

(2) 料金の設定

A. 局内メディアコンバータ

区分	接続料原価	備考
a. 1Gbps回線に係る固有原価	27	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙1の①の比率
b. 全回線の共通原価	680	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙1の②の比率
c. 1Gbps回線数	586.0	IXの2の①1Gbps回線数(H25年度稼働)
d. 全回線数	30,597.0	IXの2の③合計回線数(H25年度稼働)
e. 1Gbps回線に係る固有の料金(円/回線・月)	3,840	a÷c÷12ヵ月
f. 全回線に係る共通の料金(円/回線・月)	1,852	b÷d÷12ヵ月

B. 回線管理運営費

区分	接続料原価	備考
a. 原価(百万円)	603	(1)の⑤の回線管理運営費
b. 回線数	30,100.0	IXの1の③合計回線数(H25年度稼働)
c. 料金(円/回線・月)	1,669	a÷b÷12ヵ月

(3) 品目別料金の算定

品目	1Gbps回線	1Gbps回線 以外	備考
a. 加入者回線 (円/回線・月)	3,157	3,157	網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のIIの1の1-1のウのaの③(平成25年度)×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
b. 局内メディアコンバータ (円/回線・月)	5,692	1,852	1Gbps回線:(2)のAのe+(2)のAのf、1Gbps回線以外:(2)のAのf
c. 回線管理運営費 (円/回線・月)	1,669	1,669	(2)のBのc
d. 合計 (円/回線・月)	10,518	6,678	a + (b+c) × (1+X. 料金設定に使用した貸倒率)

### Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

#### (1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,319,227 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	4,978 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0021 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

#### (2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,732,252 (A)
貯蔵品 (※)	22,780 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0083 (C)

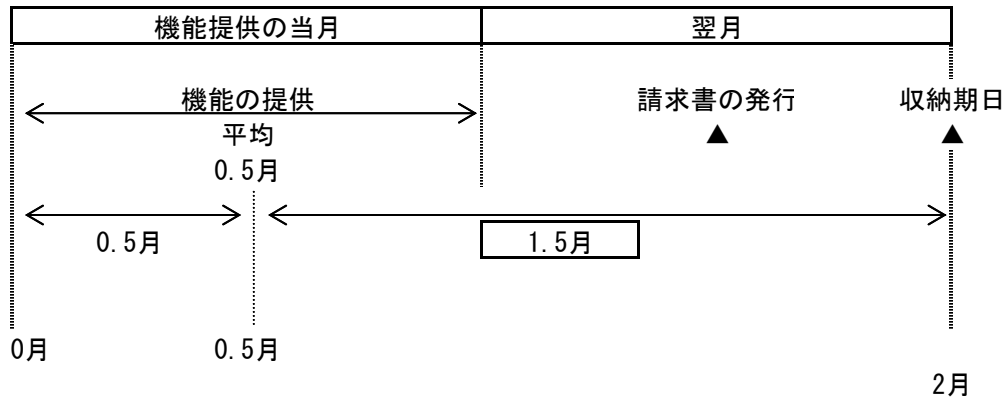
※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。



#### IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

##### (1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



##### (2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

## V. 資本構成比率の算定

### (1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H23) 稼働ベース			レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産	1,142,822 (0.339)	③圧縮後の資本構成比	H23稼働 電気通信事業固定資産	2,732,252	有利子負債	1,142,822 (0.396)
2,732,252	その他の負債				465,586 (0.138)	
	退職給付引当金				241,372 (0.071)	
流動資産等	1,526,288 (0.452)	②流動資産の 圧縮 ▲487,598	貯蔵品(月平均)	22,780	自己資本	1,526,288 (0.528)
643,818		156,220	投資等	6,039		
			運転資本	127,404		
計	3,376,069	①流動資産の理論値と 実績の差 156,220-643,818=▲487,598	計	2,888,472	計	2,888,472

### (2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{1,142,822 + 219,361}{2,888,472} = 0.472$$

### (3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,142,822}{1,142,822 + 219,361} = 0.839$$

### (4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.839}{0.839} = 0.161$$

### (5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.472}{0.472} = 0.528$$

## VI. 他人資本利子率の算定

### (1) 有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成23年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利子率} = \boxed{1.38\%}$$

(単位：%)

年度	23
区分	
他人資本利子率	1.38

(注) 借入金の平均利子率である。

### (2) 有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利子相当率} = \boxed{1.35\%}$$

(単位：%)

年度	19	20	21	22	23	平均
区分						
他人資本利子率	1.63	1.48	1.37	1.17	1.08	1.35

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

### (3) 他人資本利子率

$$\text{他人資本利子率} = 1.38\% \times 0.839 + 1.35\% \times 0.161 = \boxed{1.38\%}$$

(有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	21	22	23	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	3.04	4.00	3.22	—	
β値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.37	1.17	1.08	—	
①-②	1.67	2.83	2.14	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	2.37	2.87	2.36	2.53

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。  
抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。  
ただし、平成23年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	19	20	21	22	23	
主要企業の自己資本利益率	7.21	1.21	3.04	4.00	3.22	3.74

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。  
抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。  
ただし、平成23年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.53%

Ⅷ. 利益対応税率の算定 (H25年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

②事業税実効税率

事業税額を  $x_1$ 、地方特別法人税を  $x_2 (= x_1 \times 1.48)$  とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を  $x_2$  とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を  $x_3$  とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を  $x_4$  とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= \underline{0.0238y}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_5$  とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 =$$

$$\underline{0.0119y}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_6$  とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 =$$

$$\underline{0.0293y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3701y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益  $y$

利益対応税

$$x = 0.3701y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3701)y$$

## IX. 料金設定に用いた需要数

### 1. アクセス回線数

区分	H23年度末 (実績)	H24年度末	H25年度末	H25年度稼働	備考
①1Gbps回線数	181	296	475	386.0	
②1Gbps以外の回線数	13,938	22,823	36,605	29,714.0	
③合計	14,119	23,119	37,080	30,100.0	

### 2. デュアルアクセス回線をシングルアクセス回線換算したアクセス回線数

区分	H23年度末 (実績)	H24年度末	H25年度末	H25年度稼働	備考
①1Gbps回線数	276	450	722	586.0	
②1Gbps以外の回線数	14,117	23,051	36,971	30,011.0	
③合計	14,393	23,501	37,693	30,597.0	

X.料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H23	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	211,907	H23年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率

区分	①1Gbps回線に係る固有設備	②左記以外の設備	備考
固定資産価額(百万円)	111	2,807	平成25年度予測値
比率	0.03804	0.96196	



(別添1) 局内メディアコンバータの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H23年度 実績	H24年度	H25年度	算定方法
営業費	0	0	0	H23年度と同
施設保全費	54	79	106	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	16	23	31	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	14	14	15	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	6	9	11	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	271	373	484	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	1	3	4	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	2	3	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	363	502	652	

(別添2) 局内メディアコンバータの固定資産

(単位:百万円)

		H23年度 実績	H24年度	H25年度	算定方法	
機械設備	装置本体	取得固定資産	1,223	1,828	2,525	前年度値＋当年度取得固定資産－除却損
		正味固定資産	876	1,184	1,492	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得分は半稼動)－除却損
	その他	取得固定資産	219	328	452	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	37	55	76	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	—
		正味固定資産	0	0	0	—
	その他	取得固定資産	0	0	0	—
		正味固定資産	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—	
	正味固定資産	0	0	0	—	
建物	取得固定資産	349	521	720	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率	
	正味固定資産	98	146	202	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率	
その他	取得固定資産	162	242	334	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率	
	正味固定資産	62	92	127	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率	
合計	取得固定資産	1,952	2,919	4,031		
	正味固定資産	1,072	1,478	1,897		

## (別添3) 回線管理運営費の設備管理運営費

(単位:百万円)

	H23年度 実績	H24年度	H25年度	算定方法
営業費	388	448	559	システムコスト(個別算定)+SO稼働費
(再)SO稼働費	73	133	206	前年度値×純増回線数伸び率
施設保全費	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	23	27	34	前年度値×営業費伸び率に効率化を加味
試験研究費	0	0	0	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	1	1	1	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	4	4	4	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	417	480	599	

(別添4) 回線管理運営費の固定資産

(単位:百万円)

		H23年度 実績	H24年度	H25年度	算定方法	
機械設備	装置本体	取得固定資産	0	0	0	—
		正味固定資産	0	0	0	—
	その他	取得固定資産	0	0	0	—
		正味固定資産	0	0	0	—
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	—
		正味固定資産	0	0	0	—
	その他	取得固定資産	0	0	0	—
		正味固定資産	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—	
	正味固定資産	0	0	0	—	
建物	取得固定資産	82	82	82	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率	
	正味固定資産	26	26	26	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率	
その他	取得固定資産	90	90	90	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率	
	正味固定資産	29	29	29	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率	
合計	取得固定資産	172	172	172		
	正味固定資産	55	55	55		







(参考3)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等  費用の項目	特別第一種指定設備		
	端末系交換設備(データ)	右記以外	局内メディアコンバータ
営業費	0	0	0
(再)貸倒損失	0	0	0
運用費	0	0	0
施設保全費	16,751	16,696	54
共通費	1,129	1,122	8
管理費	998	990	8
試験研究費	1,336	1,322	14
通信設備使用料	176	176	0
租税公課	716	710	6
減価償却費	12,773	12,502	271
固定資産除却費	156	156	1
(再)除却損	64	64	0
合計	34,036	33,673	363



(参考4)  
設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等		特別第一種指定設備			
		端末系交換設備(データ)	右記以外	局内メディアコンピュータ	
資産の項目					
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	393	392	0
		減価償却累計額	331	331	0
		正味価額	62	62	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
画像機械設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	161,061	159,777	1,284	
	減価償却累計額	135,006	134,609	397	
	正味価額	26,055	25,168	887	
無線機械設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
電力設備	取得価額	21,949	21,792	157	
	減価償却累計額	18,307	18,176	131	
	正味価額	3,642	3,616	26	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	114	113	1	
	減価償却累計額	107	106	1	
	正味価額	7	7	0	
空中線設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
線路設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
市内線路設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
土木設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
海底線設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
建物	取得価額	45,121	44,773	349	
	減価償却累計額	32,332	32,081	251	
	正味価額	12,789	12,691	98	
構築物	取得価額	3,732	3,703	29	
	減価償却累計額	3,132	3,107	24	
	正味価額	600	596	5	
機械及び装置	取得価額	303	302	1	
	減価償却累計額	272	271	1	
	正味価額	31	31	0	
車両及び船舶	取得価額	166	166	0	
	減価償却累計額	140	140	0	
	正味価額	26	26	0	
工具、器具及び備品	取得価額	3,942	3,920	22	
	減価償却累計額	3,124	3,108	16	
	正味価額	818	813	5	
リース資産	取得価額	60	59	0	
	減価償却累計額	42	42	0	
	正味価額	17	17	0	
土地	取得価額	5,244	5,205	38	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	5,244	5,205	38	
建設仮勘定	取得価額	404	401	3	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	404	401	3	
無形固定資産	取得価額	39,885	39,817	68	
	減価償却累計額	36,193	36,135	58	
	正味価額	3,691	3,681	10	
合計	取得価額	282,372	280,420	1,952	
	減価償却累計額	228,986	228,106	879	
	正味価額	53,386	52,314	1,072	

(参考5)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等  費用の項目	特別第一種指定設備				
	端末系伝送路 (電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能以外)	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能)
営業費	25,762	0	25,762	25,374	388
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	144,503	141,897	2,606	2,606	0
共通費	7,293	6,398	895	883	12
管理費	16,296	14,552	1,744	1,733	11
試験研究費	3,643	3,643	0	0	0
通信設備使用料	48	48	0	0	0
租税公課	26,343	26,222	121	120	1
減価償却費	71,012	66,434	4,578	4,574	4
固定資産除却費	13,633	13,577	56	56	0
(再)除却損	2,836	2,789	48	48	0
合計	308,534	272,772	35,762	35,346	417

(参考6)

設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等		特別第一種指定設備				
		端末系伝送路 (電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能以外)	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能)
資産の項目	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
公共電話機械設備	取得価額	25,201	25,201	0	0	0
	減価償却累計額	21,156	21,156	0	0	0
	正味価額	4,045	4,045	0	0	0
市内電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
伝送機械設備	取得価額	10,107	10,107	0	0	0
	減価償却累計額	9,305	9,305	0	0	0
	正味価額	802	802	0	0	0
無線機械設備	取得価額	4,001	4,001	0	0	0
	減価償却累計額	3,630	3,630	0	0	0
	正味価額	372	372	0	0	0
電力設備	取得価額	7,812	7,812	0	0	0
	減価償却累計額	6,515	6,515	0	0	0
	正味価額	1,298	1,298	0	0	0
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
総合監視システム	取得価額	68	68	0	0	0
	減価償却累計額	64	64	0	0	0
	正味価額	4	4	0	0	0
空中線設備	取得価額	164	164	0	0	0
	減価償却累計額	134	134	0	0	0
	正味価額	30	30	0	0	0
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
市内線路設備	取得価額	2,636,971	2,636,971	0	0	0
	減価償却累計額	2,200,590	2,200,590	0	0	0
	正味価額	436,381	436,381	0	0	0
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
土木設備	取得価額	1,549,844	1,549,844	0	0	0
	減価償却累計額	1,229,336	1,229,336	0	0	0
	正味価額	320,509	320,509	0	0	0
海底線設備	取得価額	4,398	4,398	0	0	0
	減価償却累計額	4,167	4,167	0	0	0
	正味価額	231	231	0	0	0
建物	取得価額	106,005	99,041	6,963	6,881	82
	減価償却累計額	74,838	70,062	4,776	4,719	56
	正味価額	31,167	28,979	2,188	2,162	26
構築物	取得価額	8,794	8,245	549	543	6
	減価償却累計額	7,379	6,918	461	455	5
	正味価額	1,415	1,327	88	87	1
機械及び装置	取得価額	2,923	2,646	277	274	3
	減価償却累計額	2,604	2,350	254	251	3
	正味価額	320	296	23	23	0
車両及び船舶	取得価額	279	273	6	6	0
	減価償却累計額	235	230	5	5	0
	正味価額	44	43	1	1	0
工具、器具及び備品	取得価額	24,237	15,706	8,531	8,504	27
	減価償却累計額	19,584	12,799	6,785	6,763	23
	正味価額	4,653	2,907	1,746	1,741	5
リース資産	取得価額	270	227	44	43	0
	減価償却累計額	184	155	29	29	0
	正味価額	86	71	14	14	0
土地	取得価額	15,888	14,499	1,389	1,372	17
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	15,888	14,499	1,389	1,372	17
建設仮勘定	取得価額	10,612	10,612	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	10,612	10,612	0	0	0
無形固定資産	取得価額	167,533	98,637	68,897	68,861	36
	減価償却累計額	136,285	78,877	57,408	57,379	30
	正味価額	31,249	19,760	11,489	11,483	6
合計	取得価額	4,575,108	4,488,452	86,656	86,484	172
	減価償却累計額	3,716,004	3,646,286	69,718	69,601	117
	正味価額	859,104	842,166	16,938	16,883	55